

いじめの防止基本方針

はじめに

本校では、生徒の進路実現のため学力向上を学校生活の中心に置き、日々学習環境づくりに努め、授業力を高めるための創意工夫や家庭学習定着の推進に積極的に取り組んでいる。また、生徒自身の自主性を向上させる様々な取り組みにも教職員が一丸となり取り組んでいる。

県立朝霞高等学校いじめの防止等のための基本的な方針は、これらの対策を更に実効的なものとし、生徒の尊厳を保持する目的の下、国・埼玉県・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、「いじめ対策推進法第13条」の規定に基づき、本校の実情に応じ、生徒が安心して学校生活を送れる学校づくりのため、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

○第1 いじめの防止等のための取組

本校は、本校の実情に応じ、いじめの防止等の対策を実効的に行うための組織として生徒指導部内に「いじめの問題対策のための担当」を置き、特別支援教育委員会と連携し問題の解決にあたる。

教職員全体が、いじめの問題に無関係でいる生徒はいないとの認識の下、生徒指導部、各年次で以下の取組を計画的に実施し、併せて評価・改善を行っていく。

- (1) 生徒指導部では、「他人の痛みがわかる教育」の推進を通して、いじめの防止等に向け生徒一人ひとりの意識の啓発を図る。
- (2) 教師の言動・姿勢を通じ、安心な学校生活を送れるようきめ細かい指導を行う。
- (3) 生徒会では、生徒会活動など生徒の自主的ないじめ撲滅活動を支援していく。
- (4) PTAと連携し、いじめの防止のための保護者の役割について啓発を図る。

○第2 いじめ早期発見への取組

本校では、日頃より生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち取り組むとともに、アンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

生徒が安心して学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを目指し、教職員全員が以下の取組を実践していく。

- (1) 「NewI's」にある「いじめ発見のチェックポイント」を活用し、該当する項目があれば生徒に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、生徒指導主任、年次主任に相談する。

- (2) 「NewI's」にある「いじめの見極めと状況別対応」を参考に、いじめの早期発見に向けた校内体制を確立する。
- (3) 「NewI's」にある「いじめの取組のチェックポイント」を活用し、指導体制、教育の在り方、早期発見、早期対応に向けた体制、家庭・地域との連携の在り方について学校を挙げて改善に努める。

○第3 いじめの早期解決への取組

本校では、いじめの発見・通報を受けた場合は、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り加害生徒に対して人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。教職員全員の共通理解、保護者の理解、関係機関、専門機関との連携の下で取り組む。

- (1) 生徒指導部を中心に、いじめの防止等に関する教職員の共通理解を図る。
※研修会等を開催し、教職員全員の資質向上に努める。
- (2) 生徒指導部と特別支援教育委員会とが連携を密にし、定期的に問題を抱えている生徒について、現状及び今後の指導方法について、情報交換し共通指導ができるよう、情報の共有を図り、状況に応じて、いじめ問題対策委員会を開催する。
- (3) スクールカウンセラーの活用やいじめに関する教育相談の設置により、生徒・保護者がいじめに係わる相談ができるような相談体制を確立する。
※内容によっては、警察等との連携も図る。

○第4 いじめの問題行動に向けた校内組織

本校は、本校の実情に応じ、いじめ防止等の対策を実効的に行うための常設の組織として「朝霞高校いじめ問題対策委員会」(以下「いじめ問題対策委員会」という。)を設置する。

【 1 組織体制 】

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

いじめ問題対策委員会は、教頭、教務主任、生徒指導主任、年次主任3名、養護教諭1名、特別支援委員長の構成で組織する。個々の事案に応じ、担任、部活動顧問を加える。

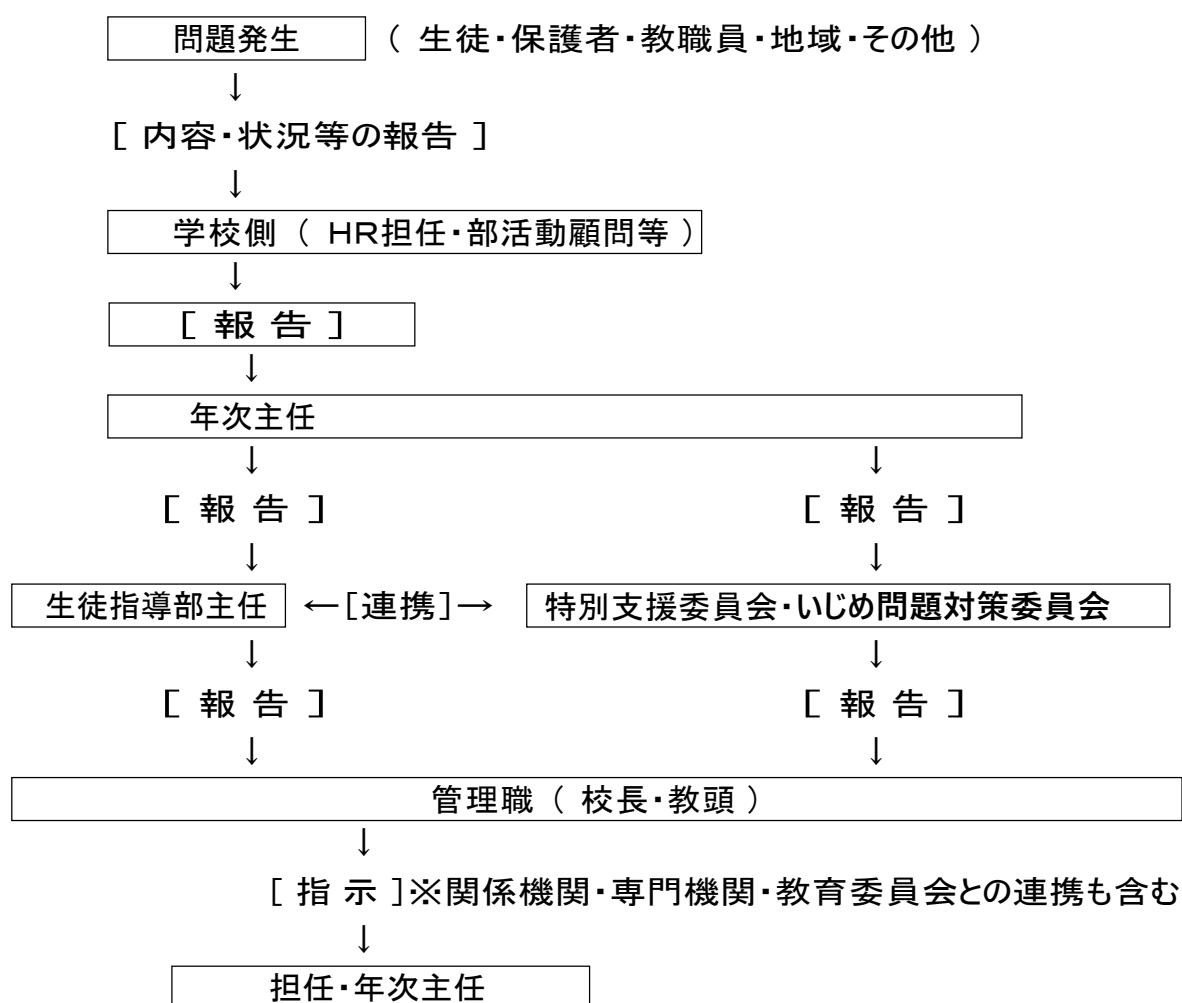
必要に応じて心理や福祉の専門家や「いじめ・非行対応支援チーム」の参加を県教育委員会に要請する。

【 2 活動内容 】

- (1) 家庭や地域、関係機関との密接な連携を図る。
- (2) 対生徒をはじめ、その他のいじめに関することにも対応する。

【 3 開催 】

- (1) 必要に応じて適宜開催する。また、重大ないじめ事案が発生した時は、緊急で開催する。
- (2) 組織図



○第5 重大事態への対応

「いじめ防止対策推進法第28条」における重大事態の対応について

【重大事態の意味】

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な

被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

例えば、

- ・生徒が自殺を企画した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

○第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策

本校では、いじめ根絶の理念(考え、方針)に基づき、生徒がインターネット上のいじめに遭遇しないよう、情報モラルの徹底を図る。

- (1) 生徒指導講演会等を活用して、ネット問題について生徒向け講演会を実施する。
- (2) 生徒の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、保護者対象ネット意識啓発講演会を実施する。